

# ロタワクチンが 無料で接種できます

10月1日(木)から定期接種化

ロタウイルスワクチンの予防接種が定期予防接種になり、無料で受けられます。生後早いうちに接種を開始するワクチンなので、忘れずに接種しましょう。

問い合わせ 健康推進課(東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720)

## ロタウイルス感染症とは

ロタウイルスは感染力が非常に強く、衛生状態に関係なく、5歳までにほとんどの乳幼児が感染するといわれています。

主な症状は急性胃腸炎(ロタウイルス胃腸炎)で、「おう吐」「下痢」「発熱」などの症状が、1週間前後続きます。

激しいおう吐と下痢により、脱水症になる可能性が高く、重症化すると点滴や入院が必要になるこ

ともあります。また、まれに脳炎・脳症を起こし後遺症が残ったり、死に至ることもあります。

## 小さい子どもが感染しやすい

ノロウイルスなど、胃腸炎の原因となるウイルスはいろいろありますが、主に乳幼児で重症化する原因として、ロタウイルスが最も多いといわれています。

ロタウイルスは1種類だけではなく、複数の型(種類)があることから、一度感染しても、別の型で感染を繰り返す可能性があり、

症状は初感染時が最も重症化することが知られています。

ワクチンは、感染を完全に防ぐものではありませんが、初感染時の重症化を予防するため、ロタウイルスワクチンを接種しましょう。

実施医療機関は左表の通りで、予約が必要な場合は、事前に連絡してください。

実施医療機関	電話番号	ロタリックス	ロタテック	予約
帯広協会病院(東5南9)	22・6600	○		不要
慶愛病院(東3南9)	22・4188	○	○	必要
サンタさんこどもクリニック(西18南4)	33・1240	○	○	必要
20条小児科内科クリニック(西20南3)	35・8612	○	○	必要
ハートサウンズクリニック(西18南3)	58・5077	○		必要
フクイしょうがいん(西25南1)	37・4152	○		不要
北斗クリニック(稲田町基線9)	47・8000	○		必要
みなみ町こどもクリニック(西18南31)	49・3300	○	○	不要

※実施する曜日、時間は市ホームページに掲載します。(9月頃予定)

# ロタワクチン

## ◇定期接種の開始時期

令和2年10月1日(木)から

## ◇定期接種の対象者

令和2年8月1日以降に生まれた子ども



## ◇接種回数・接種期間

ロタウイルスワクチンは口から飲むワクチンです。ワクチンには、「ロタリックス」と「ロタテック」の2種類がありますが、有効性や安全性は同等と考えられています。

接種を受けるに当たっては、必要回数分をすべて同一のワクチンで受ける必要があります。(途中でワクチンの種類を変えることはできません)

ワクチンの種類	ロタリックス	ロタテック
接種回数	4週以上の間隔を置いて <b>2回</b>	4週以上の間隔を置いて <b>3回</b>
接種期間	生後6週から 生後 <b>24週</b> まで	生後6週から 生後 <b>32週</b> まで

## ◇1回目は生後14週6日まで

いずれのワクチンも、生後15週以降の初回接種については、副反応(腸重積症)のリスクが増加し、安全性が確立されていないので、初回接種は生後14週6日までに受けることが推奨されています。

# 国民年金保険料 免除・納付猶予制度

今年度の受け付けは7月1日(木)から

収入の減少や失業などの理由で、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係(市庁舎1階、☎65・4143)、帯広年金事務所(西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番)

免除や納付猶予が認められる期間は、翌年6月までです。申請日時点から2年1カ月前分までさかのぼって申請することができます。

保険料を未納のままにしておく

免除・納付猶予が承認された期間の保険料をさかのぼって納める追納をすると、老齢基礎年金を増やすことができます。

## 免除制度と納付猶予制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得※1が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除となります。

また、50歳未満の人で、本人と配偶者それぞれの前年所得※1が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

郵送での申請を希望する場合は、問い合わせください。

## 免除・納付猶予申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
  - 個人番号と本人確認ができる書類  
▷マイナンバーカード  
▷通知カード+運転免許証など(顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点)
  - 印鑑
  - 代理人が申請する場合は委任状
- [失業などを理由とした特例免除申請の場合]
- 失業証明書類(離職票、退職辞令、雇用保険受給資格証など)
- 特例免除申請の詳細は問い合わせください。

## 免除・納付猶予制度の対象者と所得基準・年金額に反映する割合

対象者	前年所得基準(目安)	受け取る年金額の割合(全額納めた場合との比較)
全額免除	(扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円	8分の4
3/4免除(1/4納付)※2	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の5
半額免除(半額納付)※2	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の6
1/4免除(3/4納付)※2	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の7
納付猶予	・50歳未満の人 ・本人と配偶者それぞれの前年などの所得が一定額以下の人	追納しないと反映しません(受給資格期間に含まれます)
未納		反映しません(受給資格期間に含まれません)

※2 一部免除された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますので注意してください。  
※3 一定額を超えていても、失業などの理由があれば特例免除を受けられる場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合

新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として国民年金保険料の免除申請ができます。詳細は問い合わせください。